多度津町農業委員会議事録

平成29年9月20日午前8時55分より午前9時25分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知および使用貸借解約通知について(報告)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告 その他

出席状況出席員農業委員(14名)

議	長	秋	Щ	義	充
職務代理	者 (2番)	土	田	敏	雄
職務代理	者 (3番)	大	島		弘
$4^{\frac{1}{4}}$	番委員	Щ	﨑	義	行
5 7	番委員	斯	波	明	美
6	番委員	塩	入	達	彦
7	番委員	香	Ш		篤
8 =	番委員	亀	Щ		均
9 =	番委員	大	谷	泰	則
1 0	番委員	三	野	敏	彦
1 1 1	番委員	横	關	幹	夫
$1 \ 2^{\frac{1}{4}}$	番委員	矢	野	和	幸
1 3	番委員	松	浦	俊	正
$14^{\frac{1}{7}}$	番委員	中	村		稔

農地利用最適化推進委員(8名)

1番委員	堀	家		徹
2番委員	塚	本	繁	造
3番委員	大	西	和	芳
4番委員	Щ	地	正	夫
5番委員	松	岡	安	男
6番委員	篠	原	壽	雄
7番委員	村	井	文	数
8番委員	松	井		求

欠 席 委 員 農業委員(0名) 農地利用最適化推進員(0名)

農業委員会事務局職員

事務局長谷口賢司農地係長吉田清司農地係橋本知子

審 議 内 容

事務局長

それでは、皆さんおはようございます。

ただいまより多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

定例会の後に、先日の台風の影響で委員さんのご近所で何か災害があったということがあれば、ちょっとお伺いしたいと思っておりますので、 閉会後またよろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、秋山会長よりご挨拶申し上げます。 おはようございます。

会長

今、事務局言われておりましたように、台風、ある面においてはそれぞれの被害も少しあったようでございますが、一番大きく目立つのは海岸寺の見立と白方、西白方の境ぐらいで、鉄道のバラスの上の防波堤の防潮堤というんか、それが全部いっとるみたいな感じですな。500メーターぐらい。わしも、あれちょっと見えんとこで走りよっても。

4番委員

うん、あれちょうど倒れて。ちょっと見えにくい。

会長

詫間寄りの手前のほうは、ちょっと上がっとった。あなん大きくいっとんは知らんやった。新聞とテレビ報道で知ったところですが、時期的には台風さえなければ、夜なんか祭りの夜稽古の太鼓の音が聞こえる時期になってまいりましたが、稲のほうも台風には余り被害なかったようで、何よりだったと思います。これから収穫に向けて忙しくなるかと思いますが、そういう中、委員の皆様方には何かとご多用の中、ご出席いただきまして御礼申し上げます。

農業委員会のほうもご案内のように、必須業務、あわせてまた農地法の局長のほうからまた相談、お話があるようでございますけど、次々と昔と違うて農業委員、農地最適化推進委員、非常に業務がふえてきたといいますか、少し我がとこの作業以外にやっぱりお世話せないかん問題ができてきたかと思いますが、皆さんとこのご協力お願いしながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ではございますが、開会いたしたいと思います。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。本日は、どうもありがとうございます。

事務局長

ありがとうございます。

それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は、農業委員14名全ての委員さんがご出席を賜っております。そのため、多度津農業委員会規則第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4

条に会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋 山会長にお願いいたします。

議長 まず、昨日の小委員会の報告のほうを農業委員担当ということで、斯 波委員さんにお願いしたいと思います。

5番委員 それでは、きのうの現地確認についてご報告いたします。

きのう、議案第2号、議案第3号にかかわる現地確認を会長、副会長 2名、塚本委員、私、事務局2名で行いました。

それぞれの議案につきましては、後ほど事務局より説明がございますが、特段の問題がある事案はございませんでした。

以上でございます。

議長ありがとうございました。

それから、議案に入ります前に、署名委員のほうでございますが、例によりまして私のほうで決めさせていただきます。7番の香川委員さん、8番の亀山委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、議案のほうに移らさせていただきます。

議案第1号農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約 通知についてを議題といたします。よろしくお願いします。

事務局 議案書の1ページをごらんください。

【議案第1号1番から3番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、1番は戦前からの小作地の解約となります。2番、3番とも次の議案第2号にありますように、3条申請で所有権を移転し、土地を交換するものです。

以上です。

議長 1番の戦前からの小作ということで、参考になったらということで、 地区担当委員より補足お願いいたします。

職務代理者(3番) もう借り受け人の人が年配なので、あと子供もおらないので返すということで、円満に返すようになりました。あとは、中間機構へお願いしてするように進めております。

議長これどっちがとるようになったんかな。

職務代理者(3番) 大島栞さんのほうがとるようになったん。

議長ああ、地主がとるように。

職務代理者(3番) 地主がな。

あと地主のほうもおらんので、香川県中間機構へお願いして、としな か技農、あの人に大体話ができとるげなです。

議長 お金の動きというんは。

職務代理者(3番) お金は、一つもないです。そのままです。

議長 大島さん、農業委員になってから、うんとこの。

職務代理者(3番) いや、ここのうちのほうはこればっかりで、わしも困っとんで、1つでも解決したいと思って努力しもってね。

議長 前、宮本さんがしよって、非常にいろいろ苦労して、何かしゃあない かと言いもってできんやったん。大島さん。

職務代理者(3番) いやいや、できるだけな関係もあってな。もうそら前委員も頑張っじょったんじゃけどな。あそこも我がとこ自体が地主で、今も会うたびに悔やみよるけど。

議長お金の動きなしというんは、皆理解されとるかな。

職務代理者(3番) うん、そらもううちのほうはみんな。それともう一つは、一遍返して また借り受け人のほうの息子がおったり、ああいうようなんするとこは、 売ってもらおうとね。

議長 それは別で、地主と小作のほうでの。

職務代理者(3番) それは、もう円満に返して、あとは個々に話せよと、私も指導しております。

議長 もう県のほうもはっきり言い出したんですわ。昔は、皆知っとるよう に五分五分、四分六とかありましたわな。上地、底地。もうそんなん全 く、県の指導は全く最近はないんだと、こう言うんですわ。法的には。 もうやるんやったら個人的に民事でやってくれというん。

4番委員 ほなけども、昔から売買した場合は上下半々というあれがあるんやけ どの。返したり、あれするときは、ただでもええけん返すとかの。ほな けん、売買した場合は、今のところうちのほうでは半々というか。

議長売買というんは、第三者にな。

4番委員 そうそうそう。

議長それは、別問題。戦前小作の地主と。

職務代理者(3番) 道路や公共や、個人的に商売人に売った場合は、そらまだそれは。

4番委員 だけど、個人同士のは、ただでもええけん返すわとか、もうそういう ようなんは双方の話で。

職務代理者(3番) そら、うちのほうもそれや。

4番委員 そら、上地の人が底地の人に買うてくれということは不可能なことで な。

議長 最近、それが定着してきたかなあと思いよんですわ。西白方、中津さんが世話しよったあのころからやけん、もう5年ぐらいになるんか。最近、大島さんが定着させてくれよるかなあということでな。

職務代理者(3番) わしも、これはうちのもうぐるりこればっかりやけんの。

議長これを参考にしていただいたらと思います。

議案第1号、報告案件ということでご理解いただきたいと思います。

議長

続きまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。

議案書の2ページ、3ページをごらんください。

【議案第2号1番から5番について 議案書を基に朗読】

事務局

補足といたしまして、1番から4番は、地籍調査で現況にあわせて整理をするということで、1番、2番につきましては申請農地と農地以外の土地を交換した形です。3番、4番については、それぞれ農地同士を交換した形です。

以上、5件の周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に 支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、 機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定 める下限面積の3,000平方メートルも、取得する農地を含めて超え ていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可 要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

事務局より説明がございましたが、皆さんのほうから3条案件、何か ご意見、ご質問等がございましたらご発言いただきたいと思います。

11番委員

橋本さん、この使用貸借権20年になってますよね。最長は、やっぱり20年なんですか。

事務局

そうですね。たしか20年だったと思います。

議長

最長が20年。10年ぐらいで山﨑、しよったんかな。15年やった んかな。

4番委員

普通は、長うても10年ぐらい。これは、もう親子やしな、面倒くさい。どっちみち先では跡取りやけん、ほなけん恐らく最長にしとるんと違うん。

職務代理者(3番)

これ息子じゃろうが。

4番委員

おお、息子や。

議長

経営移譲やからね。わかりやすい案件、年金ということで。

前も横關さんと一緒で、20年があったんかいなと思ったりしたん。 最長20年まではいける。

ほかに何かございませんか。

(なし の声あり)

ないようでございましたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第2号を承認といたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。

事務局

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番について 議案書を基に朗読】

番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、都市計画法の用途地域内であることから、第3種農地であると判断しております。転用理由について、宅地分譲となっておりまして、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成29年11月1日、工事完了が平成30年3月31日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計1,500万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については、1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当します。

今回の転用は、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障がないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(なし の声あり)

特段ないようでございましたら、議案第3号を承認することにご異議 ございませんか。

(異議なし の声あり)

異議なしということで、議案第3号を承認といたします。

続きまして、報告案件、その他ということで事務局お願いいたします。 事務局よりご報告いたします案件が3点ございます。

事務局長

事務局

【その他3点について事務局より説明】

事務局長引き続きまして、来月の予定につきましてご報告申し上げます。

10月の小委員会は、19日木曜日午前9時からこの第1会議室で行います。当番委員さんは、塩入委員さん、大西委員さんにお願いいたします。

定例会は、翌20日金曜日の午前9時からこの第1会議室で行います。 以上でございます。

議長

ということで、全部終わったようでございます。全体を通しまして皆

さんのほうから何かございましたらお願いいたします。それでは、長時間ありがとうございました。これで閉会いたします。

ロトで	会議の顛末を記載し、	その相違かいこ	レを証明し	ます
\mathcal{V}_{λ}		して ひかり 日本 ないこ		/ d

議	長	
署名	委員	
署名	委員	
事務	局長	
書	記	
書	記	